

第 号
年 月 日

様

練馬区長 印

景観計画区域内における行為の勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為の制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、練馬区景観条例第14条第2項の規定により、氏名または名称その他必要な事項を公表する場合があります。

記

- 届出のあった行為
- 適合しないと認められる理由
- 必要な措置
- 履行期限 年 月 日
- 報告期限 年 月 日
- 報告先